

# 告 示

## 埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県収用委員会会長 中 村 達 也

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会運営規程（昭和六十一年埼玉県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

第十四条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

第十五条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。